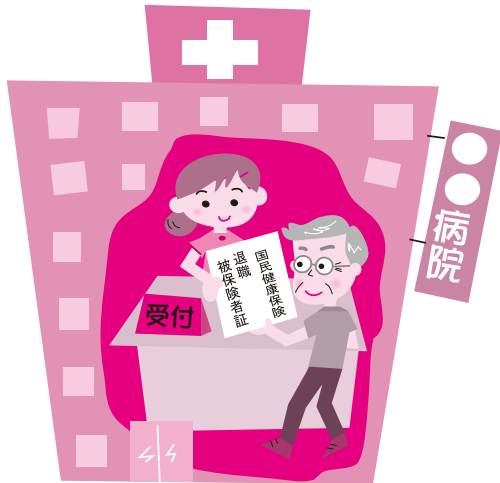


## 国民健康保険 退職者医療制度

### 会社や役所を退職し、年金受給者になった人と その扶養家族の皆さん。もう届け出は済んでいますか？



会社や役所を退職して国民健康保険に加入した人が、厚生年金や共済年金を受給できるようになった場合は「退職者医療制度」で診療を受けることになります。

これに伴い、その扶養家族も同様となります。

退職者医療制度の財源は、本人の自己負担と保険税のほか、元の職場の健康保険などからの拠出金で成り立っています。退職者医療制度の対象者となっているにもかかわらず届け出がされないと、拠出金で負担す

べき医療費分まで国保(市や国・県)が負担することになります。

皆さんの負担を増やさないためにも、対象となったら必ず届け出をお願いします。

#### ■次の①～③すべてに該当する人(家族)が対象です

- ①国民健康保険に加入している人
- ②老人保健の適用を受けていない人
- ③厚生年金や各種共済組合などの老齢(退職)年金を受けられる人で、同年金への加入期間が20年以上または40歳以降10年以上の人とその扶養家族

※扶養家族とは、退職者本人の直系尊属、配偶者(内縁を含む)と三親等内の親族または配偶者の父母と子で、退職者本人と生計を共にし、主として退職者本人の収入で生計を維持している人。

#### ■14日以内に届け出を

年金証書を受け取ったら、14日以内に保険年金課に届け出て「国民健康保険退職被保険者証」に切り替えてください。

#### ■届け出に必要なもの

年金証書(加入期間の分かるもの)、保険証、印鑑

#### ■お医者さんにかかるとき

病院の窓口「国民健康保険退職被保険者証」を提出して受診してください。

## 国民年金

### 年金の支払い 振込通知書の発行は年1回です

国民年金、厚生年金、船員保険の年金は、支払い月(偶数月)の15日に希望した銀行などの預金口座に振り込まれます。「振込通知書」は年1回、社会保険庁から毎年6月に発行され、翌年4月までの支払日と金額が記載されています。

ただし、年金の支払額に変更があったときや受け取り先の金融機関を変更したときなどには、その都度通知されます。

郵便局の窓口で通知書と引き換えに現金で受け取りをしている人は、支払いごとに「支払通知書」が送付されます。

「振込通知書」「支払通知書」については、佐原社会保険事務所(☎0478-54-1442)へ問い合わせてください。

